

■ 令和2年度 第1回 新潟市社会福祉審議会

日時：令和2年8月28日（金）午後2時～

会場：白山会館 大平明浄

（司 会）

ただいまより、令和2年度第1回新潟市社会福祉審議会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます、福祉総務課課長補佐の新井と申します。よろしくお願いいいたします。

本日はご多忙の中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

はじめに、配布資料のご確認をお願いいたします。使用いたします資料は、本日机上配布してあるものと、先日郵送にて送付させていただきまして本日ご持参をお願いしたものがございます。本日机上配布させていただいた資料からご確認させていただきます。まず次第でございます。事前に送付したものと同じでございます、修正はございません。次に本日の座席表でございます。次に「社会福祉審議会に対する意見について」という用紙1枚でございます。こちらは、本日の会議終了後に委員の皆様から何かご意見等いただけるようであれば後日この用紙またはメール等により事務局へご提出いただけますようお願いいたします。続きまして事前に送付させていただいた資料の確認をお願いいたします。資料1「新潟市社会福祉審議会条例」、資料2「新潟市社会福祉審議会運営要綱」、資料3「新潟市社会福祉審議会の組織」、資料4「新潟市社会福祉審議会委員名簿」、資料5「地域福祉計画の策定について」、資料6「障がい者計画・障がい福祉計画の策定について」、資料7「地域包括ケア計画[高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画]の策定について」でございます。以上、不足等ございましたら事務局にお申しつけくださいますよう、よろしくお願いいいたします。よろしいでしょうか。

続きまして、会議の公開および議事録の取扱いについてご説明させていただきます。本市の指針によりまして、会議は原則公開することとしておりまして、この審議会につきましても傍聴が可能となっております。そして、会議の内容につきまして、後日、議事録を作成し、ホームページなどで公開させていただきます。会議録作成のため、録音させていただきますことをご承知おきください。

続きまして、佐久間福祉部長よりごあいさつ申し上げます。

（福祉部長）

新潟市福祉部の佐久間でございます。本日は皆様お忙しい中、また大変お暑い中、社会福祉

審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、今年7月に委員の皆様に一斉改選をさせていただきました。委員の皆様におかれましては、お引き受けいただきましたことに重ねてお礼を申し上げます。

本年は、年明けから、皆様ご承知のように新型コロナウイルスの感染が拡大ということになりまして、本市におきましても、2月末にお一人目の患者さんが確認されてから、しばらくの間、非常に福祉の現場の中でもばたばたしたようなきらいが出ております。第一波につきましては一旦終息しておりますが、やはりいまだに、帰省されておられる方ですとか、首都圏からの往来によって、ぼつぼつとまだ感染者の方が見受けられるという事態でございます。幸いにも首都圏のような拡大は見られておりませんが、まだまだ予断を許す状況ではございませんので、私どももそういった状況に応じて必要な支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。

今年度は、今ほどの資料のご紹介でもございましたけれども、令和3年度から施行されます地域福祉計画、障がい者計画、障がい福祉計画、地域包括ケア計画と、計画の策定年度となっております。本市がずっと暮らせる場所、新潟の実現を目指して施策を展開しているところでございますが、こういった新たな計画策定の契機というところでございますので、皆様方から忌憚のないご意見をいただきまして、よりよい福祉施策の充実に努めていきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、本日の会議におきましても、ぜひともご活発にご議論いただきまして、よりよい福祉施策の計画充実につなげていただけるようお願い申し上げます。私からのあいさつとさせていただきます。本日も何卒よろしくお願いいたします。

(司 会)

続きまして、小柳こども未来部長よりごあいさつ申し上げます。

(こども未来部長)

4月より、こども未来部長を務めております小柳と申します。3月までは児童相談所に勤務しておりました。その際には、本当に皆さんにお世話になっております。

本日は、暑い中、またお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、本市の子ども子育て支援施策について、また、福祉関連の業務についてご理解とご協力を賜りまして、感謝申し上げます。

こども未来部は、設立しましてから4年が経過しておりますけれども、この間、児童虐待ですとか、子どもの貧困、放課後児童対策等に取り組んできておりまして、また、少子化の克服

に向けまして、きめ細やかな切れ目のない支援をしております。

昨年度は、4月からこども医療費助成制度において、通院助成の対象を中学3年生まで拡大したということを実施しておりますし、10月には幼児教育と保育の無償化という非常に大きな転換を迎えておりまして、各園の皆さんのご協力をいただきながら、無事に完了したところで、本当に感謝申し上げます。

本年度は、年度末に病児・病後児保育を念願の全区配置をしたところでございますし、4月から、看護ケア事業を訪問ですとかデイケアを助成対象に拡大したというところで、非常に期待に胸膨らんでいたところであったのですが、やはり新型コロナウイルスの影響がこういった各種事業にもさまざまな形で影響を及ぼしているという状況です。この新型コロナウイルスの対策につきましても、児童福祉施設への衛生用品の配置ですとか、ひとり親世帯への臨時特別給付金などの一時金の交付、また、こども食堂への運営支援など、生活支援が中心となるような形で支援に努めさせていただいているところであります。

第二波のピークが下がってきているというような状況をお聞きしておりますけれども、支援が途切れることがないように、迅速に、スピード感をもって取り組んでまいりたいと考えております。

また、今年4月に第1期新・すこやか未来アクションプランがスタートしております。こちらにも、切れ目のない支援が着実に、また充実していくように取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけれども、この審議会におきまして、児童福祉専門分科会と児童養護部会につきましてもこども未来部で担当させていただくととなります。委員の皆さんには、その分科会等で忌憚のないご意見をいただきながら、その意見を施策に十分に生かしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(司 会)

続きまして、次第3、委員紹介に移らせていただきます。

今回は、委員改選後初めての審議会でございます。はじめに、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。私から、委員の皆様のお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますがその場でご起立くださいますようお願いいたします。

石川義成委員。

(石川委員)

石川でございます。

(司 会)

石橋富美世委員。

(石橋委員)

石橋です。よろしくお願いします。

(司 会)

市嶋範恵委員。

(市嶋委員)

市嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

伊原真千子委員。

(伊原委員)

よろしくお願いします。

(司 会)

大谷昇委員。

(大谷委員)

大谷でございます。よろしくお願いします。

(司 会)

小野照子委員。

(小野委員)

小野照子です。よろしくお願いいたします。

(司 会)

菊地千以委員。

(菊地委員)

菊地でございます。よろしくお願いいたします。

(司 会)

斎藤直委員。

(斎藤直委員)

斎藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

佐藤清治委員。

(佐藤委員)

佐藤清治でございます。よろしくお願いいたします。

(司 会)

鈴木昭委員。

(鈴木昭委員)

鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

(司 会)

鈴木亨委員。

(鈴木亨委員)

鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

(司 会)

反町榮次委員。

(反町委員)

反町でございます。よろしくお願いいたします。

(司 会)

高橋英樹委員。

(高橋英樹委員)

高橋英樹でございます。よろしくお願いいたします。

(司 会)

高橋美和子委員。

(高橋美和子委員)

高橋です。よろしくお願いいたします。

(司 会)

富田洋子委員。

(富田委員)

よろしくお願いいたします。

(司 会)

中島小百合委員。

(中島委員)

中島です。よろしくお願いいたします。

(司 会)

西村愛委員。

(西村委員)

西村愛です。よろしくお願いいたします。

(司 会)

長谷川豊委員。

(長谷川委員)

よろしく申し上げます。

(司 会)

林豊彦委員。

(林委員)

林です。よろしくお願ひいたします。

(司 会)

平澤正人委員。

(平澤委員)

平澤です。よろしくお願ひします。

(司 会)

廣川法副委員。

(廣川委員)

廣川と申します。よろしくお願ひします。

(司 会)

細野弘康委員。

(細野委員)

細野弘康です。よろしくお願ひします。

(司 会)

丸田秋男委員。

(丸田委員)

丸田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(司 会)

美のよしゆき委員。

(美の委員)

美のです。よろしく願いいたします。

(司 会)

湯田昭子委員。

(湯田委員)

湯田です。よろしく願いいたします。

(司 会)

渡辺千代子委員。

(渡辺千代子委員)

渡辺です。よろしく願いいたします。

(司 会)

渡邊弘子委員。

(渡邊委員)

渡邊です。よろしく願いいたします。

(司 会)

渡辺有子委員。

(渡辺(有)委員)

渡辺でございます。よろしく願いいたします。

(司 会)

以上でございます。なお、本日、斎藤聖治委員、田中申介委員は、ご都合により欠席でござ

います。

続きまして、事務局をご紹介させていただきます。福祉総務課長、野本でございます。

(福祉総務課長)

福祉総務課長の野本です。よろしくお願いいたします。

(司 会)

福祉監査課長、山賀でございます。

(福祉監査課長)

福祉監査課長の山賀と申します。よろしくお願いいたします。

(司 会)

障がい福祉課長、長浜でございます。

(障がい福祉課長)

障がい福祉課長の長浜と申します。よろしくお願いいたします。

(司 会)

高齢者支援課長、本間でございます。

(高齢者支援課長)

高齢者支援課長の本間です。よろしくお願いいたします。

(司 会)

地域包括ケア推進課長、関でございます。

(地域包括ケア推進課長)

地域包括ケア推進課長の関と申します。よろしくお願いいたします。

(司 会)

介護保険課長、辻村が、本日、都合により欠席のため、代理で出席しております課長補佐、

川上でございます。

(介護保険課長補佐)

介護保険課長補佐の川上です。

(司 会)

こども政策課長、日根でございます。

(こども政策課長)

こども政策課長の日根です。よろしく願いいたします。

(司 会)

こども家庭課長、堀でございます。

(こども家庭課長)

こども家庭課長の堀峰一と申します。よろしく願いいたします。

(司 会)

児童相談所こども相談課長、吉田でございます。

(児童相談所こども相談課長)

児童相談所こども相談課長の吉田でございます。よろしく願いします。

(司 会)

保育課長、浅間でございます。

(保健課長)

保育課長の浅間でございます。よろしく願いいたします。

(司 会)

なお、本日、児童相談所長、小林は都合により欠席とさせていただいております。

次第4、新潟市社会福祉審議会の概要説明に移らせていただきます。事務局より、ご説明さ

させていただきます。

(福祉総務課長)

事務局の野本でございます。資料3、A3横の資料をご覧ください。社会福祉審議会の概要について説明させていただきます。

左側、新潟市社会福祉審議会についてです。社会福祉法第7条第1項に、社会福祉に関する事項を調査審議するため、都道府県、政令指定都市、中核市に社会福祉審議会を置くものとされております。また、同条2項では、社会福祉審議会が市長の監督に属し、その諮問に答え、または関係行政庁に意見を具申するものとされています。そうしたことを受けまして、本市では新潟市社会福祉審議会条例を制定し、この審議会を設置しております。委員の皆様は任期でございますが、3年です。市議会議員、社会福祉事業従事者、学識経験者、公募委員の皆様で構成されております。

また、専門分野によって分科会が組織され、いずれかの分科会に属していただきます。その専門分科会ですが、審議会運営要綱第7条で、審議会に、民生委員審査専門分科会、障がい者福祉専門分科会、高齢者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会の四つの分科会を置くこととしております。資料の真ん中の部分です。調査審議をお願いする事項としましては、それぞれの項目の権限に記載のとおりです。なお、各委員の皆様は専門分科会の所属につきましては、のちほどの議題になっておりますが、委員長は選出後、審議会条例第5条の規定により、委員長が指名することとなっております。

また、障がい者福祉専門分科会の右側に審査部会があります。児童福祉専門分科会の右側には児童養護部会が記載されています。それは、運営要綱により設置している部会で、調査審議をお願いする事項としましては、それぞれの権限に記載のとおりです。

分科会および部会の決議につきましては、これをもって審議会の決議とする旨が審議会運営要綱に定められております。

以上、社会福祉審議会の組織内容についてご説明させていただきました。

(司 会)

次第5、議事にいかさせていただきます。今ほど説明させていただきました社会福祉審議会条例および運営要綱に従いまして、進めさせていただきます。

本日は31名の委員のうち、現在28名の委員の皆様がご出席しております。新潟市社会福祉審議会条例第4条第3項に定めた委員の過半数を超えておりますので、この審議会が成立していることをご報告いたします。

それでは、記載の次第に従いまして進めさせていただきます。本日の議事（1）委員長・副委員長選出に移ります。委員長、副委員長の選出は、新潟市社会福祉審議会運営要綱第6条第1項により、委員の皆様のご互選により設定することとなっております。つきましては、佐久間福祉部長を仮議長として、委員長、副委員長の選出の議事を進めてまいりたいと思います。皆様、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、委員長・副委員長選出までの間、佐久間福祉部長に仮議長として進行いただきます。お願いいたします。

（福祉部長）

大変恐縮ではございますが、委員長選出まで、仮議長を務めさせていただきます。ご協力をお願いいたします。

それでは、委員長、副委員長の選出に入りたいと思います。事務局から説明がありましたとおり、運営要綱第6条によって、委員の互選により決めることとなっておりますので、選出の方法は、皆様からのご推薦により行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

ご異議ないようですので、皆様からのご推薦をお受けしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

（高橋英樹委員）

推薦させていただきたいと思っております。これまで社会福祉審議会を適切にリードしていただきました丸田先生から委員長を、同じく平澤委員から副委員長を引き続きお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

（福祉部長）

ありがとうございました。ただいま、委員長には丸田委員を、副委員長には平澤委員をとのご推薦がございました。ほかにご推薦はありますでしょうか。

（推薦なし）

ほかにはないようですので、委員長には丸田委員を、副委員長には平澤委員をとということをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございました。それでは、仮議長の任を降り、進行を事務局にお返しします。

(司 会)

ありがとうございました。恐れ入りますが、丸田委員は委員長席へ、平澤委員は副委員長席への移動をお願いいたします。

委員長よりごあいさつをいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

(丸田委員長)

ただいま委員長に選出いただきました、新潟医療福祉大学の丸田でございます。新潟市民の一人として、新潟市の福祉向上のために精一杯汗をかきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。続いて副委員長よりごあいさつをいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

(平澤副委員長)

今ほど副委員長として選出いただきました、新潟市保育会会長の平澤と申します。前期も丸田先生をお助けする立場で副委員長をやったわけでございますが、何も力はございませんが、丸田先生の足を引っ張らないようにしてお助けできるようにしっかり務めていきたいと思っております。皆さん、どうぞよろしくをお願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。これより、運営要綱第6条第2項の規定に基づきまして、委員長を議長とし、議事進行を進めていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

(丸田委員長)

次第に従いまして、議事を進めてまいります。議事(2)各分科会への委員指名ですが、各委員の専門分科会への所属につきましては、新潟市社会福祉審議会条例第5条により、委員長が指名することとなっております。事務局から何か素案がありますでしょうか。お願いいたします。

(福祉総務課長)

事務局でございます。各委員の専門分科会の所属につきまして、私からご説明させていただきます。

ただいま委員長からご説明がありましたとおり、各委員の専門分科会の所属は、委員長の指名によることとなっております。委員長からの指名に先立ちまして、各委員の専門分野やご意向などを考慮しまして、事務局案を作成いたしましたので配布させていただきます。

この事務局案により、委員長から指名していただきますよう、ご提案させていただきます。

(丸田委員長)

ただいま事務局から説明を受けました。この名簿をもちまして、各分科会へ所属する委員の指名に替えたいと思います。特に委員の方々から不都合等がなければ、この名簿のとおりとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

ありがとうございました。特にないようですので、よろしく願いいたします。

続きまして、議事(3)地域福祉計画の策定について、福祉総務課から説明をお願いいたします。

(福祉総務課長)

福祉総務課長の野本でございます。私から、地域福祉計画の策定についてご説明させていただきます。

A3横の資料5をご覧ください。

1の概要です。地域福祉計画は、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進に関する取組みを定めた計画で、現在の計画である第2期計画が今年度終了することから、来年度からの第3期計画を策定するものでございます。

次に、2番の計画の位置付けをご覧ください。イメージ図がございます。地域福祉計画は、高齢者や障がい者、子どもなどの主に福祉分野に共通する理念、方針などを明示し、福祉分野およびそれに関連する計画や施策を横断的に定めることで、地域住民の生活に関連する分野の施策を総合的に推進するものです。なお、地域福祉計画には、全市的な理念や方針などを定める新潟市地域福祉計画と、各区の特性に応じた目標や取組みを定める区単位の計画である区地域福祉計画がございます。また、新潟市社会福祉協議会の呼びかけにより策定します民間の活動行動計画である区地域福祉活動計画があり、同計画は、区地域福祉計画とお互いに補完、補強し合う関係にあることから、区ごとに一体的に作成してまいります。

次に、右に移ります。3番の計画期間です。次期計画である第3期地域福祉計画は、令和3

年度から令和8年度までの6年間を予定しております。

次に、4番の現計画策定後の国の動きです。現在の計画が平成27年度からスタートしております。計画策定後、記載にありますように、地域福祉計画に関係する法律の施行や改正がございました。これらの国の動向を踏まえながら、次期計画では、生活困窮者自立支援制度、成年後見制度、再犯防止、さらに包括的支援体制の構築に関する取組みを盛り込んで策定していくこととしております。

続きまして、5番の今年度策定スケジュールをご覧ください。冒頭に部長からもお話がありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、年度当初は計画策定のための委員会等の開催を中止しておりました。先月7月に新潟市地域福祉計画の今年度第1回目の委員会を開催したところでございます。今後、定期的に委員会を開催しまして、12月には計画案のパブリックコメントを予定しております。しかしながら、新型コロナウイルスの影響による策定作業の遅れも若干あることから、今後の状況によってはパブリックコメントが12月ではなく年明けにずれ込むことも想定して、策定を進めてまいります。

いずれにいたしましても、年度末には開催予定の社会福祉審議会で、計画策定の進捗状況も含めて計画の内容についてご報告させていただきます。よろしく願いいたします。

(丸田委員長)

ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、委員の皆様からご質問、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(美の委員)

美のです。

地域の大きな福祉の計画を立てる計画が今年から始まるということで、大事なスタートかと考えております。

先走りになってしまいますが、資料の中でも、特に資料7を事前に見させていただいたところ、地域包括ケア計画の中の1の三つ目の○ですが、この計画が2025年度にとどまるだけでなく、その先に、これから団塊ジュニア世代がだんだんと高齢者となっていくという中では、現役世代が減少するというのを念頭において考えていかなければいけないということ、これがまさに、これから作っていただく地域福祉計画の中で重要な部分ではないかと考えます。

福祉というのは、助け合いということもございますが、実際には、若者たちが我々の世代を支えてくれるという、続いていくものの中で、若者の数がだんだん減っていているということについても福祉の一端と思いますので、こういった部分については、一番、委員長が

専門とされている部分かと思いますが、私は委員違いになるものですから、ぜひとも、子どもたちの児童福祉を考えられる分科会におかれましても、子どもたちが、生きたい、親が生める、人がきちんと自然に増えていくような、そういった社会になっていただけるような審査と、その骨子を作られる市等におかれましては、その意味を受け取っていただいて計画を策定していただきたいと、委員として発言させていただきます。よろしくお願いいたします。

(丸田委員長)

ありがとうございました。先生から熱い思いを披露していただきました。部長さんなり課長さんからコメントはございますか。

(こども未来部長)

先ほどお話をさせていただいたとおり、新・すこやか未来アクションプランも策定させていただいておりますけれども、やはり地域福祉というところで、これから地域の活性化の部分ですとか少子化の部分ですとか、さまざまな形で福祉はかかわりのある部分がございますので、そういったところを各分科会からご意見をいただいて、我々も、計画に反映していければと考えております。

(丸田委員長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。ご発言はありませんでしょうか。

ご発言がないようであれば、次の議事に進めてまいりたいと思います。

続きまして、議事（４）障がい者計画・障がい福祉計画について、障がい福祉課から説明をお願いいたします。

(障がい福祉課長)

改めまして、障がい福祉課長の長浜と申します。障がい者計画および障がい福祉計画の策定について説明させていただきます。

資料6をご覧ください。

はじめに、障がい者計画についてでございます。障がい者計画は、障害者基本法に定めがございます。国の障害者基本計画と、都道府県の障害者基本計画を基本としながら、本市における状況等を踏まえ、障がい者施策の方向性やその目標を定める基本的な計画となります。次期計画となります第4次新潟市障がい者計画につきましては、国と県の障害者基本計画やニーズ調査の結果などを踏まえて策定してまいります。計画期間は、令和3年度から令和8年度ま

での6年間ということ考えております。

次に、2番の障がい福祉計画についてです。障がい福祉計画は、障害者総合支援法に定めがございまして、本市における障がい福祉サービス等の提供量の見込みや成果目標等を定める計画でございます。次期計画となります第6期新潟市障がい福祉計画は、国の基本指針やニーズ調査の結果などを踏まえ、策定してまいります。国の基本指針によりまして、この計画の期間は令和3年度から令和5年度までの3年間ということになります。

なお、障害者総合支援法および児童福祉法の改正によりまして、市町村障がい児福祉計画の策定が、前回から義務づけられております。そのため、現在の計画は、第5期新潟市障がい福祉計画と、第1期新潟市障がい児福祉計画が一体の計画となっております。来年度からの次期計画につきましても、第6期新潟市障がい福祉計画と第2期新潟市障がい児福祉計画が一体の計画となるよう、こども未来部と連携しながら策定してまいります。

最後に、策定のスケジュールについてです。まず、これまでの動きでございますけれども、現在、ニーズの調査ということでアンケート調査を実施しております。回答が今届き始めておりまして、これから集計作業を行う予定でございます。集計作業と並行しながら、9月からは、障がい者施策審議会での検討を開始いたします。11月まで検討を重ねた上で素案を策定して、12月にパブリックコメントを行いたいと考えております。その結果を踏まえまして、来年1月に計画の内容を確定していきたいと考えております。

(丸田委員長)

ありがとうございました。委員の皆様からご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

林先生、いかがですか。ご意見がありましたらお願いいたします。

(林委員)

新潟市障がい者ITサポートセンターを十何年やっているのですけれども、ご存じのように、障害者基本法が改正されて合理的配慮を求められるようになりました。これに対して、実際やってみますと、特別支援学校、それから小学校の先生方についてはかなり進んでいて、我々のところに、例えば数字ができない子もiPadを使ったり、今回、新型コロナウイルスのために遠隔講義などをしたいというような依頼もあるのですけれども、ところが、中学校と高校に対しては非常に未徹底でして、例えば、字を書くことが遅い子には試験時間を延長するとか、そういう配慮をする必要があるのです。そのときには、当然、専門家の意見を聞いて、どのくらいの延長があるかということをしなければいけないのですけれども、残念ながら、各

先生方、学校全体に対する周知が行われていないような気がします。

ぜひとも、この次の計画では、合理的配慮があらゆる学校できちんとなされて、適切な、ど  
ういう子でも学校教育を受ける権利が保障されるような社会に、ぜひしてほしい。子どもは特  
に将来を作っていく人たちですので、ぜひそれが徹底できるような、新潟がしっかりと率先し  
て、そういう学校に変えていくということが必要ではないかと思います。本当に、困ることが  
非常に多いのです。病院と我々は一生懸命なのに学校がのってこないとか、親御さんからのニ  
ーズがあるのだけれども、なかなかそれに応えていかない。

学校を非難したいわけではなくて、おそらくそういうことが周知徹底されていない。それか  
ら、学校が外部の機関をきちんと利用しながらそういうことを実行するようなシステムができ  
ていない。そういう問題だと思うのです。ですから、それを作り上げればうまくいのではない  
かと考えておりますので、ぜひ、それを盛り込んでいただけると嬉しいと思います。ありが  
うございました。

(丸田委員長)

ありがとうございました。大変重要な点をご指摘いただきました。ぜひ施策審議会の中で活  
発な議論をいただきたいと思います。長浜課長、コメントはございますか。

(障がい福祉課長)

ご意見、ありがとうございました。私ども新潟市におきましては、平成 28 年度から共生条  
例ということで条例も制定して、合理的配慮の定義を、差別の禁止というものを義務づけてい  
るのですけれども、まだまだその条例の認知度も約 3 割くらいにとどまっているということ  
で、この認知度の向上に向けて、この計画の中でもしっかりと位置づけていければと思ってお  
ります。よろしくお願いいたします。

(林委員)

よろしくお願いいたします。

(丸田委員長)

ありがとうございました。ほかにかがでしょうか。

(富田委員)

富田です。よろしくお願いいたします。

障がい者の保護者からの意見なのですけれども、子どもたち、新型コロナウイルスに本人が

なったとき、本人が強度行動障がいであった場合、保護者はついていけないです、付き添いができないというときに、強度行動障がいの子を受け入れてくれる病院があるのか。逆に、保護者がなくなってしまって、強度行動障がいの子どもだけが一人が残った場合にどうするのか。そういったことを入れていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(丸田委員長)

これも大変重要なところをご指摘いただきました。今、ご意見として承っておけばよろしいでしょうか。事務局からのコメントは必要ですか。よろしいですか。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。ご発言がないようであれば、このあと分科会も控えておりますので、次の議事に進めさせていただきます。

続きまして、(4) 地域包括ケア計画[高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画]の策定について、高齢者支援課から説明をお願いいたします。

(高齢者支援課長)

改めまして、高齢者支援課長の本間です。よろしくお願いいたします。

この地域包括ケア計画[高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画]につきましては、高齢者支援課だけではなくて、地域包括ケア推進課、介護保険課の3課が主体となって策定してまいります。資料7をご覧ください。

1は計画の概要です。市町村は、老人福祉法に基づく老人福祉計画と、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体として策定することが義務づけられています。本市では、これを地域包括ケア計画[高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画]をこれに位置づけて策定してまいりました。計画は3年を1期とした計画期間とされており、今年度で現在の第7期が終了いたしますので、令和3年度からの3年間の第8期計画を今年度中に策定いたします。

第8期計画においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年にとどまらず、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎え、現役世代が急減する2040年を念頭においた取組みを計画に反映させる必要があります。

2番目の計画策定スケジュールでございますが、計画策定のための基礎資料として、高齢者や介護サービス事業者への調査を実施いたしました。今年1月には健康とくらしの調査、在宅介護実態調査を行いました。また、特別養護老人ホーム等の入所等申込者数調査についても、現在、結果を集計分析をしております。7月31日に国から示された方針を踏まえ、また、社会福祉審議会、高齢者福祉専門分科会においてご審議をいただきながら計画素案を作成し、パブリックコメントを実施したのち、最終的なとりまとめを行ってまいりたいと考えておりま

す。簡単ですが説明は以上です。

(丸田委員長)

ありがとうございました。委員の皆様から、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。課長から、2040年を見据えたという説明もございました。その辺のところも勘案しながら、ご意見がありましたらぜひいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

以上をもちまして全体会を終了させていただきます。このあとは、民生委員審査専門分科会、障がい者福祉専門部会、高齢者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会を開催していただきます。円滑な会議の運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。事務局から1点ご報告させていただきます。

前回の社会福祉審議会全体会につきましては、3月の開催予定でございましたけれども、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けまして、書面開催とさせていただいております。会議資料を委員の皆様にお送りさせていただきまして、その後、資料についてのご意見、ご質問についても同様に書面で回答させていただきましたので、この場をお借りしてご報告させていただきます。

続きまして、このあと開催いたします専門分科会の会場についてご案内させていただきます。民生委員審査専門分科会の会場は、このままこの会場で行いますので、その場でお待ちください。障がい者福祉専門分科会につきましては、同じフロアの蘭陵の間が会場でございます。高齢者福祉専門分科会は、市役所本館6階執行部控室で開催いたします。児童福祉専門分科会につきましては、市役所第1分館1-555会議室で開催させていただきます。申し訳ございませんが、高齢者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会は、市役所が会場となりますので、係の者がご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

ただいま阿部委員が到着いたしましたので、紹介させていただきます。阿部行宏委員でございます。

(阿部委員)

胃腸科内科医院を東区で開業しております阿部行宏と申します。遅くなって申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。

(司 会)

それではこのあと分科会の開催となります。本日は大変ありがとうございました。

(終了)